

○役務業務発注における石巻市高齢者就業機会提供団体の認定事務に関する  
要綱

平成29年3月10日告示第86号

改正

令和2年3月31日告示第155号

令和3年5月31日告示第378号

役務業務発注における石巻市高齢者就業機会提供団体の認定事務に関する  
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の4の規定に基づき、高齢者就業機会提供団体（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号に規定するシルバー人材センター（高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「法」という。）第37条第1項に規定するシルバー人材センターをいう。）に準ずるものとして、随意契約により市の役務業務を受注できる団体をいう。以下同じ。）の認定について、必要な事項を定めるものとする。

(認定の要件)

第2条 高齢者就業機会提供団体としての認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 法人格を有する団体であって、市内に主たる事務所を有していること。
- (2) 石巻市の競争入札参加資格承認簿（役務提供）に登録されていること。
- (3) 定款、寄附行為、会則、活動方針等に、高齢者の就業機会の確保及び組織的提供に資することを目的とするものであることが明記されているとともに、高齢者の就業機会を確保し、組織的に提供していること。
- (4) 申請日の前月の初日現在において、市内の事業所で業務に従事している者のうち、市内に居住している者の割合が80%以上であり、かつ、年齢が60歳以上の者の割合が50%以上又は55歳以上の者の割合が75%以上であること。
- (5) 営利、非営利を問わず、適切な業務遂行処理能力を有していること。
- (6) 申請日において1年以上の事業実績を有すること。
- (7) 法第9条に規定する高齢者雇用確保措置を講じていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、認定の対象としない。

- (1) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
- (2) 認定を申請する日までに納期の到来した国税、都道府県税、市町村税、社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金）又は労働保険料（雇用保険料及び労災保険料）を滞納している者
- (3) 契約を締結する能力を有しない者

- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
  - (5) 申請日時点において、石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）に規定する指名停止又は指名回避を受けている者
  - (6) 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表に掲げる措置要件に該当する者
- （認定の時期）

第3条 認定申請の受付期間は、石巻市物品購入・役務提供競争入札参加資格審査申請における競争入札参加資格承認書の交付後とし、その期間は市長が別に定める。

（認定の申請）

第4条 第2条の規定による認定を受けようとする者は、前条に規定する期間内に、役務業務発注における石巻市高齢者就業機会提供団体認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。なお、添付する書類のうち、公的機関が発行する証明書類については、当該認定申請が石巻市物品購入・役務提供競争入札参加資格審査申請と同年度内に行われるときに限り、当該証明書類の写しを添付することができる。

- (1) 定款、寄附行為、会則、活動方針、事業計画書又はこれらに代わる書類
- (2) 申請日の直近の収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書等団体の運営及び財産の状況が確認できる書類（任意団体の場合は、出納簿、残高証明書、収支計算書、監査報告書等）
- (3) 業務に従事している者（雇用期間及び労働時間の長短に関わらず、役務業務に従事している個人に限る。ただし、賛助会員等は除く。以下「業務従事者」という。）の名簿
- (4) 業務従事者の氏名、生年月日及び住所を確認できる書類の写し（住民票、運転免許書等の写し）
- (5) 遂行可能な業務を記載した書類
- (6) 前号の業務に必要な許可証等の写し
- (7) 公的機関、民間を問わず、直近の2年間における、第4号の業務の契約実績を記載した書類
- (8) 前号の書類に記載した業務における契約書等の写し及びその業務の検査結果を確認できる書類（第4号の業務の数に応じ、1業務につき2項目以上）
- (9) 個人情報の取扱いについて定めた書類
- (10) 業務従事者が安全に就業する体制について定めた書類
- (11) 業務従事者への報酬の支払い、業務従事者への報酬の算定根拠、財務担当責任者の設置及び監事による監査の体制等適切な会計管理が行われていることが確認できる書類
- (12) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (13) 法人の印鑑証明書（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）

- (14) 国税に係る納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことが確認できる税務署長発行の証明書であって、申請日前2週間以内に発行されたものに限る。）
- (15) 都道府県税について未納がないことを証明できる書類（納税証明書の場合は、申請日前2週間以内に発行されたものに限る。）
- (16) 全ての市町村税に未納がないことを証明できる書類（納税証明書の場合は、申請日前2週間以内に発行されたものに限る。）
- (17) 社会保険料又は労働保険料等納入証明書（申請日前2週間以内に発行されたものに限る。）

（認定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請者が第2条に規定する認定の要件を具備するかの確認を行うに当たり、地方自治法施行規則第12条の2の4第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 前項の意見の聴取は、役務業務発注における石巻市高齢者就業機会提供団体の認定について（様式第2号）により行うものとする。

3 市長は、学識経験者の意見を踏まえ認定の可否を決したときは、役務業務発注における石巻市高齢者就業機会提供団体認定審査結果通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（認定団体の公表）

第6条 市長は、前条の規定により高齢者就業機会提供団体として認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）について、速やかに役務業務発注における石巻市高齢者就業機会提供団体名簿（様式第4号）に登載し、公表するものとする。

（認定の有効期間）

第7条 前条の認定事業者の認定の有効期間は、当該認定事業者の認定の日から競争入札参加資格承認簿（役務提供）の登録の有効期間の終了の日までとする。

（変更の届出）

第8条 認定事業者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに役務業務発注における石巻市高齢者就業機会提供団体認定内容変更（事業廃止）届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 認定事業者の名称、所在地又は内容に変更があったとき。
- (2) 第4条の規定による申請書の内容に変更があったとき。
- (3) 事業を廃止したとき。

（認定の取消し）

第9条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消し、当該認定事業者に対して役務業務発注における石巻市高齢者就業機会提供団体認定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- (1) 認定基準に適合していない事実が認められたとき。

- (2) 高年齢者等の就業機会の確保等の活動を行う事業者でなくなったとき。
  - (3) 虚偽その他の不正な手段によって認定を受けたことが判明したとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認定を取り消す必要があると認めたとき。
- 2 認定事業者が、前項の規定により高年齢者就業機会提供団体としての認定を取り消されたときは、当該取消しの日から起算して2年を経過する日まで第4条の申請を行うことはできない。

(状況報告)

第10条 認定事業者は、事業年度が終了した後市長が定める期日までに、当該事業年度における各月初日の当該事業者に関する者の在職状況等を、役務業務発注における石巻市高年齢者就業機会提供団体の事業従事者状況報告者(様式第7号)により市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、認定事業者に対し、当該事業者の高年齢者等の就業機会の確保等の活動その他事業の状況に関し、報告を求めることができる。

(実地調査)

第11条 市長は、制度の運用の適正を期すため必要があると認めるときは、認定事業者に対して、申請書等に記載された内容について、実地調査を行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年3月13日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第155号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年5月31日告示第378号)

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

役務業務発注における石巻市高齢者就業機会提供団体認定申請書

年 月 日

石巻市長 （あて）

申請者 所在地  
 名称  
 代表者名  
 電話番号  
 ファクシミリ番号

石巻市高齢者就業機会提供団体として認定を受けたいので、役務業務発注における石巻市高齢者就業機会提供団体の認定事務に関する要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

また、役務業務発注における石巻市高齢者就業機会提供団体名簿による公表について、異議ありません。

記

1 承認番号	
2 契約種目	
3 市内事業所数	
4 3において事業に従事している者の数①	人
うち市内居住者の数②	人 (②/①) %
うち60歳以上の数③	人 (③/①) %
うち55歳以上の数④	人 (④/①) %
5 事業概要 (高齢者の希望に応じた就業の機会の確保及び組織的な提供に係る事業の概要を記載すること。)	
※ 高齢者の希望に応じた就業の機会を提供することが明記されている定款、会則、活動方針等を添付してください。	
※ 高齢者雇用確保措置を講じていることが分かる就業規則及び労使協定等を添付してください。	

(注1) 1～3については、石巻市物品購入・役務提供競争入札参加資格に係る内容を記載すること。

(注2) 4については、雇用期間及び労働時間の長短にかかわらず、団体において取り扱われる役務業務に携わる者の数を記載すること。

(注3) 4に記載された者の名簿及び名簿に記載された全ての者について官公署で発行する氏名、生年月日、住所を確認できる書類の写しを添付すること。(住民票、運転免許証等の写し)

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（学識経験者） 殿

石巻市長

役務業務発注における石巻市高齢者就業機会提供団体の認定について（照会）

このことについて、役務業務発注における石巻市高齢者就業機会提供団体の認定事務に関する要綱第5条の規定に基づき、次の団体について意見を求めます。

別紙様式により、年 月 日までに回答してください。

1 団体名

2 添付書類

役務事業発注における石巻市高齢者就業機会提供団体認定申請書の写し

(別紙)

年 月 日

石巻市長 殿

(学識経験者)  
氏名

役務業務発注における石巻市高年齢者就業機会提供団体の認定について (回答)

年 月 日付で照会のあった標記のことについて、次のとおり回答します。

1 団体名

2 認定についての意見 (該当するものを○で囲んでください。)

適

不適

(理由を記載してください)

その他

(理由を記載してください)

3 その他の意見

役務業務発注における石巻市高年齢者就業機会提供団体認定審査結果通知書

所在地  
名称  
代表者名

年 月 日付けで申請のあった役務業務発注における石巻市高年齢者就業機会提供団体の認定の可否に係る審査の結果、下記のとおり決定したので、役務業務発注における石巻市高年齢者就業機会提供団体の認定事務に関する要綱第5条第3項の規定により通知します。

年 月 日

石巻市長



記

1 審査結果

認定します。 [認定番号 ]

認定しません。  
(理由)

2 認定の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第4号（第6条関係）

役務業務発注における石巻市高齢者就業機会提供団体名簿

（ 年 月 日現在）

名称	所在地	契約種目	認定年月日	認定番号

（注）認定番号は、「H27-001」のように認定年度ごとの通し番号とする。

様式第5号（第8条関係）

役務事業発注における石巻市高年齢者就業機会提供団体認定内容変更（事業廃止）届

年 月 日

石巻市長（あて）

所在地  
名称  
代表者名  
電話番号  
ファクシミリ番号

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で認定通知のあった石巻市高年齢者就業機会提供団体としての認定事項について、下記のとおり変更があったので、役務業務発注における石巻市高年齢者就業機会提供団体の認定事務に関する要綱第8条の規定により、届け出ます。

記

認定番号		
認定年月日	年 月 日	
①届出事由	（該当するものを○で囲んでください。） ア 石巻市の物品購入・役務提供競争入札参加者承認簿に登録されなくなった。 イ 高年齢者の希望に応じた就業の機会を組織的に提供しなくなった。 ウ 事業に従事している者の数に占める高年齢者の数の割合が要件を満たさなくなった。[→②に記載] エ 認定内容に変更が生じた。[→③に記載] オ 事業を廃止する（した）。[→④に記載]	
②要件を満たさなくなった理由等		
③変更内容	変 更 前	変 更 後
④事業廃止（予定）日	年 月 日	

様式第6号（第9条関係）

役務業務発注における石巻市高齢者就業機会提供団体認定取消通知書

第 号  
年 月 日

殿

石巻市長

印

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で認定した役務業務発注における石巻市高齢者就業機会提供団体について、下記の理由により認定を取り消したので、役務業務発注における石巻市高齢者就業機会提供団体の認定事務に関する要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

（理由）

様式第7号（第10条関係）

役務業務発注における石巻市高齢者就業機会提供団体の事業従事者状況報告書

年 月 日

石巻市長 （あて）

所在地  
 名称  
 代表者名  
 電話番号  
 ファクシミリ番号

市内の事業所において事業に従事している者（事業従事者）の状況について、役務業務発注における石巻市高齢者就業機会提供団体の認定事務に関する要綱第10条第1項の規定により次のとおり報告します。

年	月	事業従事者数 (人) ①	うち( )歳以上 の数	②/① (%)	うち市内居住者の 数	③/① (%)
			(人) ②	(人) ③		
年	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
年	10					
	11					
	12					
	1					
	2					
	3					

(注1) 市内の事業所の合計数を記入してください。

(注2) 4月（事業初年度においては認定された月）から翌年3月までの各月の初日の状況を記入してください。

(注3) 事業従事者については、雇用期間及び労働時間の長短にかかわらず、団体において取り扱われる役務事業に携わる者の数を記入してください。

(注4) 「( )歳以上」の( )には、認定を受けた際の要件（60歳又は55歳）を記入してください。

(注6) 労働局に高齢者雇用状況報告書を提出している場合は、その写しを添付してください。